

# 品川区児童養護施設等退所者

## 応援事業のご案内

～ 退所後の生活を応援します ～

### ■大学等への進学または就職に向けた準備等に係る給付金

---

大学等への進学や就職への準備に係る給付金として20万円支給します。  
※対象要件等はP1をご覧ください。

### ■資格等の取得に要する費用に係る支援金

---

就職等に関する資格取得支援として上限40万円支給します。  
※対象要件等はP2をご覧ください。

令和8年4月  
品川区子ども育成課

### **本事業の目的**

品川区では児童養護施設や里親宅等から自立する方を応援するため、令和7年度より品川区児童養護施設等退所者応援事業を実施し、経済的負担の軽減などを行います。

施設職員や里親の方には推薦書をご記入いただく必要がありますが、支援が必要な方のためにご理解とご協力をお願いします。

## **■大学等への進学または就職に向けた準備等に係る給付金**

### **1 支給対象者** ※(1)または(2)に該当する方

(1)児童養護施設や里親・ファミリーホーム等の措置解除となり、進学または就職(アルバイトで週20時間以上勤務を含む)に伴い自立予定がある次のいずれかに該当する方

○品川区児童相談所が措置した方

○令和7年3月31日以降に品川区内の児童養護施設または里親を委託措置解除となる方

(2)品川区児童相談所による一時保護解除となり、進学または就職(アルバイトで週20時間以上勤務を含む)に伴い自立予定の方

### **2 支給要件**

以下の全てに該当する場合

○過去に本給付金と同趣旨による給付等を受けたことがないこと。

○親族による経済的援助を受けることができず、自らの収入によって生計を維持していること。

○入所していた施設長や里親などの推薦が受けられること。

(推薦を受けられないやむを得ない事情がある場合は、品川区児童相談所長が推薦します。)

○区が指定する講習等を受講可能であること。

### **3 支給額**

20万円(1度限り)

### **4 手続き方法**

P3をご参照ください。

## ■資格等の取得に要する費用に係る支援金

### 1 支給対象者

児童養護施設や里親・ファミリーホーム等の措置解除、または措置延長中で、自立に資する資格等の取得を目指す次のいずれかに該当する方

○品川区児童相談所が措置した方

○令和7年3月31日以降に品川区内の児童養護施設または里親を委託措置解除となる方

### 2 支給要件

以下の全てに該当する場合

○資格取得支援金を申請する時点において、40歳未満であること。

○親族による経済的援助を受けることができず、自らの収入によって生計を維持していること。

○入所していた施設長や里親などの推薦が受けられること。

(推薦を受けられないやむを得ない事情がある場合は、品川区児童相談所長が推薦します。)

○資格取得後、その資格等を活用して就職予定または現に就労する中で活用する見込みがあること。

○申請する年度内に資格取得の際に費用が生じていること。

### 3 支給額

(1)普通自動車第一種運転免許取得の場合 上限30万円

(2)(1)以外の資格取得の場合 上限10万円

※(1)(2)合わせて支給上限は40万円

※資格等の取得に関し、他に同趣旨の給付等を受けている場合はその額を控除した額となります。

### 4 手続き方法

P3をご参照ください。

## ■手続き方法

### ①対象要件等、申請項目の確認

P1、P2 の対象要件等、また申請項目をご確認ください。  
対象かどうか疑義がある場合は、問い合わせ先へご連絡をお願いします。  
※施設や里親の方、申請者本人でも構いません。

### ②区へ交付申請書、推薦書の提出

- (1) 交付申請書(第1号様式)をご記入ください。  
申請書裏面に記載のある必要な添付書類も併せてご用意ください。
- (2) 推薦書(第2号様式)を施設や里親の方がご記入ください。  
※施設職員・里親の方はご協力をお願いします。  
※推薦を受けられないやむを得ない事情がある場合は、品川区児童相談所  
長が推薦しますので、お問い合わせ先へご連絡をお願いします。
- (3) 交付申請書、添付省略、推薦書を郵送または電子申請で区にご提出ください。

### ③区が決定通知等送付

申請内容審査の上、提出後概ね2週間以内に決定通知書または不交付決定  
通知書を郵送で送付します。  
※決定の場合は今後の手続き案内を同封します。

### ④区へ請求書等の提出

決定の場合、提出書類の案内をしますので、請求書および口座振替依頼書を  
郵送または電子申請で区にご提出ください。  
※請求書:申請書と同一名でご記入ください。  
※口座振替依頼書:振込可能口座は申請者と同一名のみになります。

## ⑤区による支払い

請求書等が区に到着後、概ね1ヶ月以内に支払いを行います。  
支払い後の連絡は行いませんので、口座をご確認ください。

## ⑥その他

### (1)研修等受講

- ・大学等への進学または就職に向けた準備等に係る給付金受給の場合は、区が指定する研修等の受講を要件としております。  
案内文を送付しますので、必ず受講をお願いします。

### (2)支給対象者数

- ・年度ごとに予算の範囲内で支給させていただきます。上限に達した場合はご連絡させていただきます。

### (3)申請書等

- ・申請書が不足しましたら、下記問い合わせ先にご連絡いただくか、区ホームページに掲載予定のため、ダウンロードをお願いします。

<https://www.city.shinagawa.tokyo.jp/PC/kodomo/kodomo-kateisoudan/20250313taisixyooouen.html>

トップページ > 子ども・教育 > 子育て・児童家庭相談 > 品川区児童養護施設等退所者応援事業

### (4)電子申請

- ・電子申請で申請する場合は、以下の URL からアクセスし、検索キーワードで「児童養護施設等退所者」と入力して検索いただき、「品川区児童養護施設等退所者応援事業申請」の手続きページから申請をお願いします。

<https://apply.e-tumo.jp/city-shinagawa-u/offer/offerList initDisplay>

## ■申請書等送付先・お問い合わせ先

〒140-8715

品川区広町2-1-36

品川区役所子ども育成課社会的養育推進係

TEL 03-5742-7147

FAX 03-5742-6351